

大分県障がい者サッカー協会 会則

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は、名称を大分県障がい者サッカー協会とし、英名は Oita Football Association for the Disabled(略称 OFAD)と称する。

(目 的)

第 2 条 本協会は、大分県における全ての障がい者のサッカー普及振興等を行い、障がい者の健康増進や社会参加の促進を図るとともに、全ての障がい者サッカーの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 障がい者サッカーの競技会の開催、後援等に関すること
- (2) 障がい者サッカーに係る団体、選手、指導者等の登録・管理に関すること
- (3) 障がい者サッカーの技術指導、研究及び調査並びに競技力向上に関すること
- (4) 障がい者サッカーに関する広報及び普及に関すること
- (5) 大分県サッカー協会のパラ委員会に理事・会員を派遣し活動すること
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

(会 員)

第 4 条 本協会の会員は、次のとおり定める。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して登録した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(正会員)

第 5 条 前条に定める正会員について、次のとおり定める。

- (1) 個人会員 本協会の目的に賛同し、活動をともにすることのできる個人とし、別に定める個人登録申込書(様式 1)に登録金を添えて、事務局を通じ、会長に申し込まなければならない。
- (2) 団体会員 本協会の目的に賛同し、活動をともにすることのできる団体(チームを含む)とし、別に定める団体登録申込書(様式 2)に団体登録金を添えて、事務局を通じ、会長に申し込まなければならない。団体登録者は、登録の際、団体登録金とは別に団体登録者として登録金を添える必要がある。
なお、団体登録者に変更のあった場合については、別に定める団体登録申込書(様式 2)に必要書類を添えて、事務局を通じ、会長に提出するものとする。

(賛助会員)

第 6 条 第 4 条に定める賛助会員とは、本協会の事業を賛助するため、別に定める入会申込書(様式 3)に賛助会費または物品などを添えて、事務局を通じ、会長に申し込むものとする。

(登録費及び賛助会費)

第 7 条 本協会の登録費及び賛助会費について、次のとおりとする。

なお、次に定める登録費及び賛助会費は、年間の経費とし、第 2 9 条に規定する会計年度途中でであっても、新規登録等申込みに必要な費用は、同額とする。

- (1) 正会員(個人) 金 1,000 円
- (2) 正会員(団体) 金 5,000 円
- (3) 正会員(団体登録者) 金 1,000 円
- (4) 賛助会員(1 口) 金 2,000 円(個人) 金 5,000 円(団体)

2 既納の登録費及び賛助会費、拠出金品については、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号いずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第 9 条 会員は、事務局を通じ、別に定める退会届(様式 4)を会長に提出することで、任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに害とする場合は、理事会において出席した理事の過半数の議決に基づき、当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の会則等に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第三章 役 員

(役 員)

第 11 条 本協会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理 事 若干名
- (2) 監 事 2 名

2 理事のうち、1 名を会長、1 名を副会長、1 名を事務局長、1 名を事務局次長とする。

(選任等)

第 12 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 会長、副会長及び事務局長は理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務)

第 13 条 会長は、本協会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、本協会の事務を執行する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局を統括する
- 5 理事は、理事会を構成し、会則に基づき、会務を執行する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計等について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。

(任 期)

第 15 条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、当該役員を解任することができる。この場合においては、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第四章 理 事 会

(構 成)

第 17 条 理事会は理事をもって構成する。

(機 能)

第 18 条 理事会は、この会則で定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

- 第 19 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 つとする。
- 2 通常理事会は、年 1 回開催するものとする。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 4 項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 20 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、請求のあった日から起算して 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 21 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

- 第 22 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

- 第 23 条 理事会の議事は、この会則で定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第 24 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者の氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議にて選任された議事録署名人 2 名が署名及び押印をしなければならない。

第五章 委員会

(委員会)

第 25 条 本協会の第 3 条に規定する事業を遂行するため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 知的サッカー委員会
- (2) 身体サッカー委員会
- (3) パラ委員会

- 2 前項に定める委員会のほか、必要に応じ理事会の議決をもって委員会を置くことができる。
- 3 各委員会の委員、構成、事業内容等は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第六章 会 計

(収入の構成)

第 26 条 本協会の収入は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 登録費及び賛助会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第 27 条 本協会の収支予算は、理事会の議決を経て定め、収支決算は会計年度終了後監事より監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 28 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した収入支出とみなす。

(会計年度)

第 29 条 本協会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第七章 事 務 局

(設置等)

第 30 条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長など所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び事務局次長などの職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 5 事務局の所在地は特定場所を定めるまでは会長宅を仮事務所とする。

(備付帳簿及び書類)

第 31 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 会則

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 会則に定める議事に関する書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿

第八章 補 則

(委 任)

第 32 条 この会則に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会則の改正)

第 33 条 この会則は、理事会の議決により改正することができる。

附 則

この会則は平成 21 年 12 月 20 日より施行する。

改 正

平成 24 年 6 月 30 日 一部改正

平成 31 年 2 月 19 日 一部改正